

三重県農薬管理指導士研修（一般・特別）及び試験（確認・認定）実施細則

農林水第15-213号
平成26年11月10日
農林水産部農産物安全課長通知

第1 目的

この細則は、三重県農薬管理指導士認定事業実施要綱第2の2の規定に基づき実施する研修（一般・特別）及び確認試験、認定試験に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 研修

- 1 一般研修は別表1に基づき実施する。
- 2 特別研修は別表2に基づき実施する。
なお、次の資格を有する者については当該研修のうち、毒物及び劇物取締法に関する科目を免除する。
 - ・毒物劇物取扱責任者

第3 確認試験

- 1 試験科目等
 - (1) 試験科目 別表1の科目とする。
 - (2) 出題形式 回答を選択する形式とする。
- 2 試験時間 40分とする。
- 3 合格基準 確認試験を受験し、農薬に関する知識の向上に意欲的であること。

第4 認定試験

- 1 試験科目等
 - (1) 試験科目、出題数及び配点 別表3のとおりとする。
 - (2) 出題形式 回答を選択する形式とする。
- 2 試験時間 1時間20分とする。
- 3 合格基準 正答率が7割以上の者を合格とする。ただし、合格者の決定については、当該年度の平均点を勘案し認定委員会で行うものとする。

第5 その他

その他研修カリキュラム及び試験の実施に関し必要な事項は、認定委員会に諮って決定するものとする。

附則 この細則は、平成26年11月11日から施行する。

附則 この細則は、平成28年5月17日から施行する。

別表 1

一般研修カリキュラム

科目	時間数	研修内容要点
1. 植物防疫一般	(1) —	○ 植物防疫行政及び農薬行政に関する知識を理解させる。
2. 農薬一般	(1) —	○ 農薬の種類、特性、農業生産に果たす役割等を理解させる。
3. 関係法令	(1) 1 : 0 0	○ 農薬取締法に基づき、農薬取扱者が遵守すべき事項、農薬の使用による農産物や環境等への安全性確保に関する事項等 を理解させる。 ○ 毒物及び劇物取締法に基づき、毒物または劇物に指定された 農薬の販売、保管管理等に関して遵守すべき事項を理解させる 。 ○ 農業用使用済プラスチック・農薬肥料空袋・空容器等の廃棄 物の適正処理に関する知識を理解させる。
4. 農薬の安全使 用、危被害防 止対策	(3) 1 : 5 0	○ 散布作業者に対する安全性確保等に関する知識を理解させ る。 ○ 農産物の安全性確保に関する知識を理解させる。 ○ 環境に対する安全性確保に関する知識を理解させる。 ○ 農薬の保管管理に関する知識を理解させる。 ○ 農薬散布保護装備（防護衣、保護マスク、保護メガネ等）に 関する知識を理解させる。
計	(6) 2 : 5 0	

(注) 上段 () 書きは国事務連絡による。

特別研修カリキュラム

科目	時間数	研修内容要点
1. 植物防疫一般	(1) 0:40	○ 植物防疫行政及び農薬行政に関する知識を理解させる。
2. 農薬一般	(2) 0:30	○ 農薬の種類、特性、農業生産に果たす役割等を理解させる。
3. 関係法令	(3) 1:30	○ 農薬取締法に基づき、農薬取扱者が遵守すべき事項、農薬の使用による農産物や環境等への安全性確保に関する事項等を理解させる。 ○ 毒物及び劇物取締法に基づき、毒物または劇物に指定された農薬の販売、保管管理等に関して遵守すべき事項を理解させる。
4. 病害虫、雑草防除等	(3) 2:30	○ 農作物を害する病害虫、雑草の種類及び防除方法ならびに植物成長調整剤の使用方法等に関する知識を理解させる。 ○ 農薬散布技術、防除機等に関する知識を理解させる。
5. 農薬の安全性評価及び各種基準の設定	(3) 1:00	○ 農薬の安全性評価の方法に関する知識を理解させる。 ○ 農薬の残留基準設定等の趣旨及び設定方法に関する知識を理解させる。
6. 農薬の安全使用、危被害防止対策	(5) 0:40	○ 散布作業者に対する安全性確保等に関する知識を理解させる。 ○ 農薬の保管管理に関する知識を理解させる。 ○ 農産物の安全性確保に関する知識を理解させる。 ○ 環境に対する安全性確保に関する知識を理解させる。 ○ 農薬散布保護装備（防護衣、保護マスク、保護メガネ等）に関する知識を理解させる。
7. 農薬管理指導士等の任務	(1) 0:15	○ 農薬の安全対策における農薬管理指導士等の位置付け、農薬管理指導士等の果たす役割、遵守すべき事項等を理解させる。
計	(18) 705	

(注) 上段 () 書きは国事務連絡による。

認定試験の試験項目等

科目	研修内容要点	出題要領	出題数	配点
1. 植物防疫 一般	○ 植物防疫行政及び農薬行政に関する知識を理解させる。	択一方式 等とする。	(3) 3	(6) 3
2. 農薬一般	○ 農薬の種類、特性、農業生産に果たす役割等を理解させる。	択一方式 等とする。	(5) 2	(10) 2
3. 関係法令	○ 農薬取締法に基づき、農薬取扱者が遵守すべき事項、農薬の使用による農産物や環境等への安全性確保に関する事項等を理解させる。 ○ 毒物及び劇物取締法に基づき、毒物または劇物に指定された農薬の販売、保管管理等に関して遵守すべき事項を理解させる。	択一方式 等とする。	(7) 7	(14) 7
4. 病害虫、雑 草防除等	○ 農作物を害する病害虫、雑草の種類及び防除方法ならびに植物成長調整剤の使用方法等に関する知識を理解させる。 ○ 農薬散布技術、防除機等に関する知識を理解させる。	択一方式 等とする。	(9) 9	(18) 9
5. 農薬の安全 性評価及び 各種基準の 設定	○ 農薬の安全性評価の方法に関する知識を理解させる。 ○ 農薬の残留基準設定等の趣旨及び設定方法に関する知識を理解させる。	択一方式 等とする。	(9) 3	(18) 3
6. 農薬の安全 使用、危被 害防止対策	○ 散布作業者に対する安全性確保等に関する知識を理解させる。 ○ 農産物の安全性確保に関する知識を理解させる。 ○ 環境に対する安全性確保に関する知識を理解させる。 ○ 農薬の保管管理に関する知識を理解させる。 ○ 農薬散布保護装備（防護衣、保護マスク、保護メガネ等）に関する知識を理解させる。	択一方式 等とする。	(15) 4	(30) 4
7. 農薬管理指 導士等の任 務	○ 農薬の安全対策における農薬管理指導士等の位置付け、農薬管理指導士等の果たす役割、遵守すべき事項等を理解させる。	択一方式 等とする。	(2) 2	(4) 2
計			(50) 30	(100) 30

(注) 上段 () 書きは国事務連絡による。